

「成年後見制度」とは、

認知症や知的障がい・精神障がいなどの人は、不動産や預貯金などの財産管理、医療や福祉サービスを利用するための手続きや契約が難しい場合があります。また、悪質商法や詐欺などの被害にあう危険性も高くなります。成年後見制度はこのような判断能力が不十分な人を法律面や生活面で保護・支援する制度です。



成年後見人の仕事に関すること

「非後見人の生活に合った計画を立てます」

●まず、ご本人がどのような生活をしているか、どのくらい財産を持っているか調べてご本人に合った生活の仕方やお金をどう使っていくかなどを考えます。

「ご本人の希望などを聞いて、必要な手続きを行います」

●ご本人の思いや生活の様子を考えて、必要な福祉サービスを選んだり、年金を受け取るために必要な手続きを行ったりします。

「お金のトラブルからご本人を守ります」

●ご本人が、悪質業者にだまされて、必要のないものを買わされるなどのトラブルに巻き込まれた場合にはその契約を取り消すことができます。



ご本人の財産を適切に管理するとともに、ご本人が快適な生活を送れるように様々な支援をします。

「仕事に含まれないもの」

- 毎日の買い物や身体介護
- 借借契約の保証や入院、施設入所の際の身元保証、身元引き受けなど

● 治療や手術、臓器提供などについての同意

● 遺言や養子縁組、認知、結婚、離婚などの意思表示

「まずは、**「ご相談を！」**

住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように、成年後見制度が必要かどうかについてもご相談に乗ります。

本人以外の家族など身近な人でも相談できます。

電話や窓口で相談をお受けします。必要に応じて自宅に訪問しての相談対応も致します。

お気軽にご相談ください。



お問い合わせ先： 幌延町成年後見支援センター（幌延町社会福祉協議会内）
幌延町地域包括支援センター（保健福祉課 保健グループ）

電話 5-2090
電話 5-1790